日本ジョンソン協会特別会員規定

2014年7月12日

2017年7月1日改訂

（目 的） 日本ジョンソン協会を長年にわたり支えてきた会員に感謝し、会員の学会活動参加継続を円滑にするため、特別会員制度を設ける。

１） 日本ジョンソン協会に、56歳になる年度から10年間所属している会員は、常勤職退職後に特別会員になることができる。特別会員の年会費は2,000円とする。所属が10 年に満たない会員は、56歳以降の会員歴が10年に達した段階で同等の権利を得ることができる。

２） 特別会員は、一般会員と同様に年報およびニューズレターの頒布を受け、大会をはじめとする各種の研究教育活動に参加することができる。

３） 会員から特別会員への種別変更を希望する場合は、事務局宛てに申請書を提出し、役員会にて承認を受けるものとする。

以上